

平成17年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成17年12月20日(火曜日)

議事日程第6号

平成17年12月20日(火曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第142号、議案第145号から同第147号まで、
請願第8号、発議第15号
- 日程第4 議案第143号、議案第148号及び同第149号、
議案第156号から同第162号まで、陳情第1号及び同第7号
- 日程第5 議案第144号、議案第150号及び同第151号、
議案第153号から同第155号まで、陳情第6号、発議第16号
- 日程第6 議案第152号
- 日程第7 閉会中の継続調査について
- 日程第8 諮問第1号
- 日程第9 諮問第2号
- 日程第10 諮問第3号
- 日程第11 諮問第4号
- 日程第12 諮問第5号
- 日程第13 諮問第6号
- 日程第14 議案第163号
- 日程第15 議案第164号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第142号、議案第145号から同第147号まで、
請願第8号、発議第15号
- 日程第4 議案第143号、議案第148号及び同第149号、
議案第156号から同第162号まで、陳情第1号及び同第7号
- 日程第5 議案第144号、議案第150号及び同第151号、
議案第153号から同第155号まで、陳情第6号、発議第16号

- 日程第6 議案第152号
 日程第7 閉会中の継続調査について
 日程第8 諮問第1号
 日程第9 諮問第2号
 日程第10 諮問第3号
 日程第11 諮問第4号
 日程第12 諮問第5号
 日程第13 諮問第6号
 日程第14 議案第163号
 日程第15 議案第164号

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	渡辺	重雄君	4番	中村	実君
5番	大滝	豊君	6番	平野	久樹君
7番	笠原	幸江君	8番	田原	実君
9番	五十嵐	哲夫君	10番	松尾	徹郎君
11番	保坂	良一君	12番	高澤	公門君
13番	倉又	稔君	14番	久保田	長門君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	木子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	五十嵐	健一郎君	23番	山田	悟君
24番	池亀	宇太郎君	25番	大矢	弘君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
28番	関原	一郎君	29番	新保	信孝君
30番	松田	昇君			

欠席議員 0名

+

+

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	助	役	栗林	雅博	君
収	入	役	倉又	孝好	君	総務課	長	本間	政一
企	画	課	長	野本	忠一郎	君	財政課	長	荻野
まち	づくり	課	長	小掠	裕樹	君	市民課	長	田上
福祉	事務所	長	織田	義夫	君	健康増進課	長	小林	正雄
商工	観光	課	長	田村	邦夫	君	農林水産課	長	渡辺
建設	課	長	吉岡	隆行	君	都市整備課	長	神喰	重信
能生	支所	長	小林	忠	君	青海支所	長	山崎	利行
会計	課	長	斉藤	隆嗣	君	ガス水道局	長	松沢	忠一
消	防	長	白山	紀道	君	教育	長	小松	敏彦
教育委員会	教育総務課	長	黒坂	系夫	君	教育委員会	学校教育課	長	長谷川
教育委員会	生涯学習課	長				教育委員会	文化振興課	長	
中央公民館	長兼務	山岸	洋一	君	歴史民俗資料館	長兼務	田鹿	茂樹	君
勤労青少年ホーム	館長兼務				長者ヶ原考古館	長兼務			
監査委員	事務局	長	広川	亘	君	農業委員会	事務局	長	原
									義男

事務局出席職員

+

局	長	霜越	東雄	君	副	参	事	小林	武夫
主	任	主	査	佐藤	正巳	君	主	査	高野
									一夫

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8 番、田原 実議員、21 番、古畑浩一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25 番 大矢 弘君登壇〕

25 番（大矢 弘君）

おはようございます。

本日 9 時 30 分より、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、追加議案について、議案第 163 号、平成 17 年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議案第 164 号、平成 17 年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第 2 号）の 2 件で、いずれも本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただくことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告について、総務財政常任委員長、建設産業常任委員長から、休会中の所管事項調査について報告したい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議について、発議第 15 号、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書、発議第 16 号、安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書の 2 件が、所定の手続により提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第 2 . 所管事項調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第 2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務財政常任委員会、並びに建設産業常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

齊藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

齊藤委員長。〔16番 齊藤伸一君登壇〕

16番（齊藤伸一君）

おはようございます。

今会期中の12月15日に総務財政常任委員会を開催し、糸魚川市消防防災対策についてと、議会映像のインターネット配信の試験についての2項目について、所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

消防防災対策については、今回の旧能生町で発生したガスタンクの爆発炎上事故について、委員より、ガス事業法にて消防の管轄外というのではなく、他事業所と同じように安全管理について消防士によって行われるべき。避難勧告をしたほどの、ガスタンクに強烈な火が吹きつけて、ガスタンクは爆発しないとはいえども、前線にいた消防団の皆さんは恐怖の中で消火活動を行った。

そこで危険施設の放水の際における消防団の役割など、今回の事故を教訓に安全対策マニュアルの策定を行うべきとの要望に対し、消防団と消防署の安全の面については、今後、消防団を交えた中でガス事業法を見つめながら、消防の防災対象物以外のところ及び危ない施設について指導し、対応していくとの答弁。

また、ガス供給条例の中に、ガス供給施設には火災報知機設置を明記した市もある。消防の観点からガス供給所の中に1項目を入れるように法律と照らし合わせ、絶対に落ち度のないような形にしていきたいと思いますとの要望もなされております。

議会映像のインターネット配信の試験については、議会の状況を通信回線によって画像配信をするシステムをいう。旧青海町の地域インターネットでソフトを行ったBSNアイネットという会社から紹介をされ、県議会もやっているということで議会事務局へお知らせをしたものである。

テスト期間中の閲覧者とか、どの部分にどれだけの人が見たかというような状況の調査ということで提案した。費用は無料であり、年間を通じて各議会のものを常に流しておくということになれば、年間100万円から120万円ということになるとの説明があり、各委員より多くの意見がなされ、要約しますと、

- 1．情報化基盤整備を所管する総務財政常任委員会に付託されず、即、議会運営委員会に提案された。
- 2．状況の調査はどこが担当、流す場合編集するのか、著作権は、番組制作費は、1回限りでやめるのか継続するのか、議会状況を流している市民へのアピール、及びパソコンを持っていない人への考えなど方向性が見えない。
- 3．能生地域に流れているCATVの映像を流すが、全国に配信するのに一方方向にしか移ら

ない映像ではなく、検討が必要など。

以上の意見の後、委員より、この問題は情報基盤整備と密接な考え方があり、継続との提案があり、継続審査と決しました。

以上で、総務財政常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員会報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

当建設産業常任委員会では会期中、12月16日に所管事項調査を行っていますので、報告いたします。

ガス供給設備については、能生ガス供給所の火災事故応急施設を現地視察しました。ガス漏れ感知器、火災警報器の設置状況と改善計画は、糸魚川地域の平牛にある中央供給所では火災警報器は設置されていない、中央の第1供給所も火災警報器はない、梶屋敷の第2供給所と青海区域には両方設置されている。設置されていないところについてはメーカーと調整を図り、消防とも協議しながら、早急に設置したいとの説明でありました。

なお、本件につきましては、委員会集約とすることに全会一致で決議されております。

修復事項の内容といたしましては、警報のあり方や青海供給所の夜間不在問題、さらに緊急遮断弁の対応策など既存設備の見直し、職員に対する教育、災害等対応マニュアルの充実を図り、根本的に改善してもらい、早期に本復旧し、市民の皆様に安心してガスを使用していただけるよう努力することです。

また、根知地区温泉活用事業について、市営住宅整備については、現地視察をし、シャルマン火打スキー場についても説明を受け、質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第142号、議案第145号から同第147号まで、
陳情第8号、発議第15号

議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第142号、議案第145号から同第147号まで、陳情第8号、発議第15号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務財政常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第15号の説明を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

本定例会初日に、総務財政常任委員会に付託されました案件は、議案第142号及び同第145号から同第147号までと、陳情第8号の5議案であります。

去る12月15日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第142号、糸魚川市公の施設に関わる指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、民間事業者を含む団体に公の施設の管理業務を行わせる場合の、指定管理者の指定の手續等について必要な事項を定めるものであり、管理委託をしている62施設で、平成18年4月から導入し、2年間との説明の後、第15条にわたる内容の説明を受けております。

委員より、原状回復義務については、細かなところまで決めなければならないのでは、そのための条例以外に細則等があるかとの質問に、細かい内容については条例のほかには協定書がついて、施設の現状回復部分、備品の部分、協定を締結する中で決める予定であり、規則については、様式を

設定する形で規則整備を行うとの答弁。

また、選定委員会の詳細説明については、指定管理者の選定、取り消し、停止も含め、実施状況と業務の遂行状況をフォローアップする形の委員会にて、任期を3年間と考えているとの答弁。

議会の関与、すなわち調査権についての質問には、指定管理者の管理施設の経営状況には関与できないが、管理業務、収支状況、利用状況などの事業報告関係については、市を通じて検査なり、監査請求権及び審査権があれば、それに応えていくとの答弁がありました。

その他、詳細にわたり活発な質疑が行われた後、了承いたしております。

議案第145号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、及び議案第146号、辺地に係る総合整備計画の策定については、若干の質疑がありましたが、特段報告すべき事項はなく、了承いたしております。

続きまして、議案第147号、変更契約の締結については、担当課より、（仮称）糸魚川市こころの総合ケアセンター新築工事の契約金額の変更内容として、

- 1．外構工事の既設土間コンクリート及び地下ピットなど解体撤去処分が増加。
- 2．1階ホール、待合室の壁仕様の変更。
- 3．外構工事の北側擁壁仕様の変更

との説明がなされ、各委員より、検査や設計など事前調査不足や、当初設計時における各担当部署との事前打ち合わせの不備について、また、議会への報告義務欠如等の強い意見がなされ、事前の調査ミス及び打ち合わせ不足、そして議会への連絡、報告の仕方について陳謝を受け、了承いたしております。

続いて、陳情第8号、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める陳情については、異議なく採択となりました。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第15号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

発議第15号、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書。

定率減税及び各種所得控除の縮小が、地域住民の暮らしを直撃することにより、消費を冷え込ませ、ひいては地域経済の回復基調の足取りに深刻な影響を及ぼすことが強く懸念される。

よって、本議会は政府に対し、次の方策を講じるよう強く要請する。

- 1．政府は、歳出削減をはじめ国民が納得できる歳出構造改革を行い、その成果を公開すること。
- 2．政府は、所得捕捉格差の是正をはじめとする、不公平税制の是正を早急に行うこと。
- 3．勤労者世帯を狙い撃ちした、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第15号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第142号、糸魚川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第145号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第146号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第147号、変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第15号を先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第15号、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第8号、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める陳情は、採択すべきものとみなします。

日程第4．議案第143号、議案第148号及び同第149号、
議案第156号から同第162号まで、陳情第1号及び同第7号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第143号、議案第148号及び同第149号、議案第156号から同第162号まで、陳情第1号及び同第7号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

本定例会初日に、当建設産業常任委員会に付託されました案件は、

議案第143号 系魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第148号 市道の廃止について

議案第149号 市道の認定について

議案第156号 平成17年度系魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）

議案第157号 平成17年度系魚川市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第158号 平成17年度系魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第159号 平成17年度系魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

議案第160号 平成17年度系魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第161号 平成17年度系魚川市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第162号 平成17年度系魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）

陳情第7号 「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情
以上の議案10件、陳情1件であります。

去る12月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案10件については、いずれも原案可決、

陳情第7号については不採択であります。

なお、継続となっております陳情第1号、「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情につきましても、不採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第149号、市道の認定については、今回からの認定方法で変わった点と指導経緯、さらに道路整備完了前の認定の場合は、工期、延長、幅員等を示すべきであり、計画の概要についてはどうかとの質問に対し、租税特別措置法で5,000万円の公共事業の事業用地の税控除があるが、地権者がこれを受けるためには市道認定の手続が必要であり、整備前の道路であるが今回提案した。

県では新しい道路を建設する場合には、まず全線認定をかけた上で、用地買収なり工事に入っている。基本的に全国では、法に基づいてそのような指導が行われていると考えている。

計画の概要について、中央大通り線第4期区間は、残り615メートルで、平成20年度完成を目標に進めている。幅員は18メートル、事業費20億1,200万円を予定している。

桜ヶ丘中央線は、幅員13メートルで、今回延伸するところは、延長105メートルのうち前川に架かる橋りょうが11.1メートルで、完成の目標を19年度とし、事業費2億400万円を予定しているとの説明を受けました。

続いて、陳情第1号、同第7号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情について、委員より、国では既に輸入再開を決定しており、既に進めている。一方、確実に危険がなくなる方法をきちんと見に行ってから判断していただきたい。危険の率は低いとはいえ、もっと慎重にやってほしいとの意見が出され、起立採決の結果、起立少数のため不採択とされております。

その他、それぞれ説明を受け、質疑がございましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木でございます。

ただいまの委員長報告の中の陳情に関して、米国産牛肉のBSEの万全な対策を求めるものですが、これについて不採択という報告がございましたが、食育基本法も制定され、安心、安全への願いが高まっている昨今、陳情書の内容については、消費者としていささかも反対するものではありません。

貴委員会では去る10月に安城市を視察され、本会議においても素晴らしいその研修報告がされておりますが、この陳情書を不採択とされたことに対して、私はこの安城市の研修報告と相反するものではないかと受け止めました。

そこで貴委員会の審査の過程で、安城市と照らし合わせて当然審査を進められたと思いますが、

その詳細についてお聞かせいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。

22番（五十嵐健一郎君）

お答えいたします。

そこれまで論議はしておりませんので、ご報告は先ほどの委員長報告のとおりであります。

19番（鈴木勢子君）

了解しました。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第143号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第148号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第149号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第156号、平成17年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第157号、平成17年度糸魚川市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第158号、平成17年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第159号、平成17年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第160号、平成17年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第161号、平成17年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第162号、平成17年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第7号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」陳情についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第5、議案第144号、議案第150号及び同第151号、

議案第153号から同第155号まで、陳情第6号、発議第16号

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第144号、議案第150号及び同第151号、議案第153号から同第155号まで、陳情第6号、発議第16号を一括議題といたします。

本案については休会中、文教民生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第16号の説明を求めます。

久保田長門文教民生常任副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

久保田副委員長。〔14番 久保田長門君登壇〕

14番（久保田長門君）

本会議初日に、当文教民生常任委員会に付託となりました案件は、

議案第144号 糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条約の制定について

議案第150号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第151号 上越地区広域視聴覚教育協議会規約の変更について

議案第153号 平成17年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第154号 平成17年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第155号 平成17年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

陳情第6号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情

以上の案件につきましては、去る12月14日に審査が終了しています。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第144号、議案第150号、議案第151号、議案第153号、議案第154号及び議案第115号は原案可決、陳情第6号については採択であります。

何点かの質疑応答がありましたが、特段報告すべき事項はなく、異議なく了承しております。

陳情第6号については願意妥当と認め、採択することに決しました。

陳情は意見書提出を願意とすることから、発議第16号を提出いたします。

発議第16号、安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書についての提案につきましては、意見書を読み上げて提案といたします。

発議第16号、糸魚川市議会議長、松尾徹郎様

提出者 糸魚川市議会議員 倉又 稔

賛成者 糸魚川市議会議員 久保田長門

安全でゆいとどいた看護職員の配置を求める意見書

今看護の現場は、医療事故防止・安全確保のための体制整備、在院日数短縮による患者の重症化、高齢化などによって、かつてなく過酷な実態となっています。

こうした中で、看護職員が少なく疲れ果て、退職に至るという看護師不足の悪循環により、十分な看護が提供できずに医療事故が増加するという、患者のいのちと安全が脅かされています。

また、1988年に入院患者2人に対して看護職員1人という特3類看護が設けられ、さらに1994年には「基準看護」の見直しにより、看護職員と看護補助者の評価を区別した「新看護体系」が設定されました。

現在は「新看護体系」の最高基準にありながら診療報酬上の保障はされていません。

このような看護現場の深刻な実態を改善し、安全でゆきとどいた看護を実現するためにも、財政的な保障を行うように、下記事項の実現を強く要望します。

1. 安全でゆきとどいた医療・看護を保障するため、看護職員の配置基準を引き上げること。
2. 患者・利用者のいのちと安全を守るため、必要な安全対策のコストを保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

以上の議案を、会議規則第14条の規定により提出いたします。

以上で、文教民生常任委員会の審査報告を終わります。

失礼いたしました。訂正をお願いします。

議案第144号の「条例」というところを「条約」と申し上げ、「条例」の訂正をお願いします。

もう1点、安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書について、1つ目として、「介護を保障する」というところを「看護」と申し上げました。「介護」に訂正いたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

議案第114号、糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連して質問いたします。

公共下水道や合併処理浄化槽の整備が進めば、くみ取り戸数がだんだん減ってまいります。今後ますます効率が悪くなって、くみ取り単価が上がっていくと思いますけれども、業者と利用している市民に負担をかけるだけでよいのかというふうに私は思いますけれども、今後の対応についてどのような論議がなされたか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

久保田副委員長。

14番（久保田長門君）

お答えいたします。

し尿くみ取り件数が少なくなる状況は今後も進むが、くみ取り料金については平成5年4月1日以降50円、平成8年4月1日からは55円、平成10年4月1日以降は現在に至るまで60円で据え置き、改正をしてこなかった。今後については、くみ取りの状況を見ながら適切な判断をしたということの答弁がありました。

以上です。

29番（新保峰孝君）

終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

発議第16号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたい

と思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第144号、糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第150号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第151号、上越地区広域視聴覚教育協議会規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第153号、平成17年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第154号、平成17年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第155号、平成17年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により発議第16号を先議いたします。

おはかりいたします。

これより発議第16号、安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第6号、安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情は、採択すべきものとみなします。

+

+

日程第6．議案第152号

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第152号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉藤伸一総務財政常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

斉藤委員長。〔16番 斉藤伸一君登壇〕

16番（斉藤伸一君）

議案第152号、平成17年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）につきまして、当総務財政常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る12月15日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

経過について報告いたします。

能生支所関係で、2款1項10目、国土調査費減額について、委員より、能生地域及び国土調査の現状と予定の問いに、木浦地区については、現在、大字木浦、行政区では新戸地区。18年度以降、一部木浦地区が残り、その後、鬼伏鬼舞地区に事業を進め、平成30年をめどにしているとの説明に対し、糸魚川市の国土調査に対する考え、及び方向性についての質疑応答がなされた後、国土調査の検討課題も含め計画的に進めるべきとの要望に対し、庁内で検討するとの答弁を受けております。

総務課関係では、今回の補正予算において各課に及ぶ時間外勤務手当の大幅増額状況の問いに対し、大きなものとして、1、合併に伴う事項、2、選挙が執行されたこと、3、評価替えに伴う固定資産税の評価の準備があげられ、対応として、極度に仕事の多いところは、ほかの課より職員の応援をしながら軽減を図ってきたとの答弁。

超勤による健康及びストレスに対するメンタル面の管理についての問いに、市の中に労働安全委員会の組織があり、労働条件について話をしており、超勤が過度にかかる者については、嘱託員の姫川病院、神保先生に相談することとしているとの答弁。

なお、当初予算にあげ、年度途中の超勤の補正を抑え、経費の削減を図るべきとの要望がなされております。

続きまして、企画課関係の総合計画審議会委員報酬増額について、審議会を10回から17回にふやすためとの説明があり、総合計画策定までの議会を含めた手順については、年度内に中間答申を行い、来年4月ごろまでと7月末の最終答申までの2段階にて、議会との懇談及び意見交換を行うとの答弁。

委員より、議会においても総合計画策定の所管については、合同委員会か全員協議会でいくのか、早急に決定していく必要があるとの意見がなされております。

情報化計画策定委員会委員報酬の増額は、委員数を15名から22名の増、委員会の回数を5回から6回にする補正であるとの説明に対し、委員よりの発言で、策定委員より意見が出にくい雰囲気であり、また、資料や説明にしてもわかりにくく、偏った情報ではないかとの苦情が寄せられていることから、糸魚川市の情報計画の方針や考え方について活発な質疑応答が行われております。

主だったものとして、委員より、策定委員会はあと2回で終了する。一定の方向を出すと言っていながら出せない中では、委員が混乱する問題点ではないかとの問いに、ハードについて比較表を作成し、1月末までにまとめ議会に示し、その中で一定の方向を出し、現在ソフト中心に検討している策定委員会に示し、情報化計画を取りまとめたいたとの答弁。

また、委員より、11月の委員会において報告された金額36億円から57億円への変更について、数字が先走りしており、具体性のない見積もりではないか。再度、調査及び比較表が出るまで57億円という数字を撤回すべき。また、撤回については本会議にて報告すべきとの意見に、もう一度精査した上で、中身について報告するとの答弁がありました。

要望として、策定委員会委員報酬の補正については了承するが、策定委員会の雰囲気を変えるようにとの発言に対し、改善をするとの答弁がなされております。

その他の補正につきましては、若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、総務財政常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、五十嵐健一郎建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐委員長。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

議案第152号、平成17年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当建設産業常任委員会に分割付託されました関係部分につきましては、去る12月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

農林水産課関係では、災害復旧費の林道施設で測量調査委託料400万円の概略はどうかの質問に対し、林道橋立上路線で災害が起き、過年債で今年度5月に発注し仕事を進め、残りは法面の形成のみというところで、林道から70メートル奥で大きな滑落があったことが今回発見された。平成18年の新たな災害として申請しようという方向づけされた。そのための測量調査費であり、現在、通行止めであるとの説明を受けております。

都市整備課関係では、駅南線で今年度末の用地確保はどれだけ進み、当初の予定どおりのペースで進んでいるのか。また、事業所が移転対象になっている場合はどうかの質問に対し、建物は全体で37件あり、残り23件である。約3分の1で、ほぼ予定どおり進んでいる。用地買収は南から徐々に進め、新幹線の工事用道路として使いたいということで、国・県に対して早期整備のため予算の確保をお願いしている。

また、移転等で市外に転出することのないように、代替地の候補地の一覧を示しながら、地元に残っていただくよう配慮しているとの説明を受けております。

その他、質疑がございましたが、特段ご報告すべき事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

次に、久保田長門文教民生常任副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

久保田副委員長。〔14番 久保田長門君登壇〕

14番（久保田長門君）

議案第152号、平成17年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当文教民生常任委員会に付託となりました部分につきましては、去る12月14日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告をいたします。

老人ホーム措置費で、国庫支出金が2,298万8,000円減額している原因はとの質問に、補助金から交付金措置となり、一般財源化したものであると答弁がありました。

医療費対策については、昨年も12月補正で3,000万円の補正があり、審査の過程で次年度

以降の見直しを聞いたところ、第2期病院建設にかかわる利子分補助のため、今回で完結するとの答弁があったが、ことしも補正で出てきている。要は運転資金で、経営改善もないまま長期的に見通しのある補助金なのかとの質問に対し、このまま姫川病院が規模を縮小して、救急体制が維持できないという状況になったとき、市民生活にどう影響するかということも考えなくてはならないという判断のもとである。補助をやめるか、救急を切るかの二者択一で議論してほしいとの答弁がありました。

救急医療は絶対的に必要であり、また、姫川病院の改善も不可欠であるが、市がどこまで経営に関与できるかという問題もある。病院の改善目標や結果を報告するなど、規則づくりを病院に伝えてほしいとの要望に対し、改善計画は市民にも開示していかなくてはならない。この旨を病院側にもしっかりと伝えたいとの答弁がありました。

今回の補助は要綱に基づいて算出したと聞いたが、この要綱は新たにつくったものかとの問いに、庁内の検討委員会で検討して要綱をつくった。予算が先か、要綱が先かということになるが、市長の内諾は得ている。文字等の見直しを加えており、市長の決裁後、委員会に提出してほしいとの答弁がありました。

昨年も12月に3,000万円の補正が提出された。この時期に5,000万円の補正を出すこと自体が問題である。両病院を見据えた中で、当初予算でみるべきとの意見がありました。

このほかにも多くの質疑、意見があり、4款1項5目、医療対策費については、当委員会で次のとおり集約しています。

1. 姫川病院からは、付け焼き刃的な改善計画ではなく、今ある病床の有効利用や、診療科目の検討など、真剣な経営改善計画書の提出を求めること。
2. 市は病院に対し補助金をやめるか、救急医療を断ち切るかという二者択一の考えだけではなく、病院、医師会とも十分話し合いの上、開業医も含めた中での救急医療センターの設置を検討するなど、医師不足をも前提とした今後の地域医療の方向を示すこと。

そのほかについては、それぞれ担当課より説明を受け、質疑がなされましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

報告を訂正させていただきます。「医療対策費」を「医療費対策」と言いましたので、訂正いたします。

もう1つ、中段ぐらいで、「庁内の検討委員会で検討して要綱案をつくった」ことに訂正させていただきます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

文教民生常任委員長にお聞きしたいと思います。

今回の救急医療対策事業補助金5,000万円に関連してであります、姫川病院の問題と地域医療との関連で3点質問をいたします。

姫川病院に対しては2002年から3年間で1億6,900万円、特別支援してまいりましたけれども、1回目の特別支援は債務超過が2億円を超えたためと報じられ、2002年12月定例会に1市2町で、2002年から2004年までの3カ年限定で1億3,900万円補助することが決められ、実施されております。

このときの補助金交付の理由は、医療水準の維持、継続、及び地域医療確保のためということでありました。糸魚川市地域医療対策補助金交付要綱に照らし合わせ、医療機器への3分の1補助、借入金返済の利子補給等で、公立病院がない当地域において、公立病院に準ずる病院と位置づけられていた糸魚川総合病院並みの補助として、過去に逆上って計算され補助されました。

2回目の特別支援は、建設債の償還が始まったためとして、2004年12月補正で提案され、年度内に3,000万円追加支援されました。補助金交付の理由は、地域医療、救急医療体制を維持確保するために、補助金を追加交付するとのことで、この補助金は今年度1回限りの補助とし、補助対象経費は、第2期病院整備時の建設債利子相当額として算出したものであるということでありました。

今回の特別支援は、救急医療体制を維持するためということでありましてけれども、国によるさらなる診療報酬引き下げ、一般病床削減が行われようとしている中で、姫川病院のような小規模多機能型病院は、ますます赤字がかさむことになるのではないかと。他の病院、開業医の経営も苦しくなるのではないかと思います。

そこでお聞きしたいのは、1点目、姫川病院が特別支援を受けるようになってから、どのような経営改善策が講じられてきたか。姫川病院に病院経営の専門家はいるのか、経営健全化の見通しはどうか、いつまで特別支援するのか。先ほどの委員長報告の中では、中身に踏み込んだ点については報告ありませんでしたけれども、この点についてはどうか。

2つ目は、2次救急病院への搬送実績は、糸魚川総合病院、姫川病院で3対1となっております。今回の補助金は糸魚川総合病院1,000万円、姫川病院4,000万円で、1対4となっております。理由は何か。

3点目、救急医療は地域医療の中の一部であり、地域医療を支えているのは糸病、姫病だけではありません。よしだ病院、国保診療所、開業医の先生方とスタッフであります。医師の問題は国保診療所も同様であります。医師の高齢化の問題もあります。救急医療を含めた地域医療を守っていくためには、開業医も含めた徹底した検討が必要であり、その中で連携と機能分担、姫川病院をどう位置づけるかということが必要となると思いますが、この点に関してどのような論議がなされたか、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

久保田副委員長。〔14番 久保田長門君登壇〕

14番（久保田長門君）

お答えいたします。

まず、1点目の病院の専門家はいるかという問いですけれども、この件においては審査を行って

おりません。

そして経営改善策と経営健全化の見通しはどうかということについて、集約事項でも申し上げましたけれども、姫川病院からは付け焼き刃的な改善計画ではなく、今ある病床の有効利用や診療科目の検討など、真剣な経営改善計画の提出を求めるということで考えております。

2番目として、割合ということではなく、市民の救急医療を保つという意味で、現在の状況では補助していかなくてはならないという集約をみました。

3点目として、開業医を含めた中での救急医療センターの設置を検討するなど、医師不足をも前提とした今後の地域医療の方向を示すことで、対応していきたいと思っております。

訂正いたします。先ほど3番目の答弁として、もう一度申し上げます。

開業医を含めた中での救急医療センターの設置を検討するなど、医師不足をも前提とした今後の地域医療の方向を示すこと。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

地域医療を守っていく上で、救急医療対策事業補助金というのについては、私はもっと積極的に取り組んでいく必要があるというふうに考えます。しかし、今回のこの補助金のあり方というのは、まだ検討が十分だとは言えないというふうに私は考えます。

そういう点で、今回については保留にさせていただきたいと考えているんですが、委員会として地域医療、救急医療について今後も継続して取り組むのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

久保田副委員長。〔14番 久保田長門君登壇〕

14番（久保田長門君）

お答えいたします。

お尋ねがありましたとおり文教民生常任委員会では所管事務調査として、このことについて継続して審査をおこなっていきたいと思います。

以上です。

29番（新保峰孝君）

終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより議案第152号、平成17年度系魚川市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．閉会中の継続調査について

議長（松尾徹郎君）

日程第7、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務財政常任委員長、建設産業常任委員長、文教民生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

ただいまの申し出に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第8．諮問第1号

議長（松尾徹郎君）

日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いしております清水美枝子さんの任期が、平成18年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木です。

ただいまの諮問についてであります。まず、旧青海町の場合は、人権擁護委員の候補者の推薦については、議会の初日に議案として上程されておりましたので、今回のこの諮問6件について、いささか戸惑いを感じております。

それで質問に入りますが、諮問第1号であります。係る後段の諮問とも関連いたしますが、この諮問によって新市の人権擁護委員13名が、13名確保されないのではないかと受けとめました。この点に関していかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

現在、人権委員の方は13名おられますが、新しい市になりましたことから人権擁護委員の規定であります。規定では人口規模によりまして9名になるという範囲になっております。このことから急激な削減は困るということで、関係機関の方にお伝えをしてくれているところでありまして、今の基準でいきますと19年7月までに9名に変更していきたいということで、関係法務局との調整をしているところであります。ですが引き続き激減になれば困るということで、関係機関の方に要望しているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

もう少しこの人権擁護の候補者の推薦について、市長から詳しい説明があるのかなと私は考えておりましたけれども、非常に簡潔であったためにあえてこの場でお尋ねしました。

小泉内閣は、新たに斎賀富美子人権担当大使を任命いたしました。大使の任命は、日本の人権重

視政策の象徴であるとも言われておりますが、片や地方において、国民の見えないところで人権擁護委員の削減を平気で行おうとしております。地方分権と逆行していくと私は考えておりますが、新市において広大な面積を抱え、そして中山間地も抱えている中で、現行の13名では決して多いとは思えません。即、国に準じて削減をしていくのではなくて、この人権擁護委員の方は無報酬でありますので、市の予算にも影響を与えることは全くございませんので、単独で人権擁護委員を新市においても、現行の13人を保持するというお考えはないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

人権擁護委員につきましては、市長が任命しているわけでありませんで、法務大臣が任命するというところでの取り扱いということで、ご理解をしておりますが、そんなことで市が単独で人権擁護委員を委嘱するというのは、いかがなものかと思っております。ですが人権擁護に係るいろんな諸問題があると思っておりますので、それぞれの所管の課で対応をしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員、質問はあと1回ですけれども、意見ではなくて、あくまでも質疑ということで、ご了解ください。

19番（鈴木勢子君）

じゃあ質問に戻ります。ただいまの総務課長のお答えでは、市単独ではということですが、そうすると旧青海町の場合は議案として上程されておりましたけれども、新市において諮問という形で、こういう形でなぜ出てくるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

人権擁護委員の委嘱に当たりましては、先ほどお話のように法務大臣が委嘱をすることになっておりまして、市長の取り扱いについては、市長がそれぞれの方の推進をする。その推薦にあたっては議会の意見を聞くということで、同意を求めるといようなものの規定ではないことから、諮問という取り扱いをしたものであります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認めて答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

日程第9．諮問第2号

議長（松尾徹郎君）

日程第9、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いしております太田茂機さんの任期が、平成18年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

日程第10．諮問第3号

議長（松尾徹郎君）

日程第10、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを、

〔「議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

議長、まことに丁寧な議事の進行の仕方によろしいかと思うんですが、同一の部分に關しましては、この後、諮問第3号から第6号まで、できましたら一括説明をいただきまして、そして個別にそれぞれのひとつ議決をとっていただきたいというふうに思うわけですが、ぜひ議長におかれましては、そういう判断の中で進めていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（松尾徹郎君）

ただいま古畑議員より提案がございましたが、これについておはかりいたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

では、ご異議ございませんので、そのように取り計りたいと思います。

日程第10．諮問第3号

日程第11．諮問第4号

日程第12．諮問第5号

日程第13．諮問第6号

議長（松尾徹郎君）

それでは日程第10から同第13、諮問第3号から同第6号まで一括議題といたします。

人権擁護委員候補者の推薦についての説明をお願いいたします。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いしております山本明美さんの任期が、平成18年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いしております網島八十八郎さんの任期が、平成18年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

諮問第5号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いしております宮本マサ子さんの任期が、平成18年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

諮問第6号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いしております本間本次さんの任期が、平成18年3月31日で満了いたしますことから、後任の候補者といたしまして吉岡正成さんを推薦させていただきたく、議会のご意見を伺いたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの諮問第3号から同第6号までの説明に対する一括質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第3号から同第6号までは会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

+

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
本案はこれを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

暫時休憩いたします。

+

+

午前11時33分 休憩

午前11時35分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第14．議案第163号

議長（松尾徹郎君）

日程第14、議案第163号、平成17年度系魚川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

+

ご説明を申し上げます。

議案第163号は平成17年度の簡易水道事業特別会計の補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ1,680万円を追加し、総額を3億300万円といたしております。

歳出では、能生区域新設改良事業を追加し、12月1日に発生した能生ガス供給所の火災に伴い、併設していた簡易水道の計装設備が焼失したため、この復旧を行いたいものであります。

歳入では、繰入金を追加しております。

以上であります。詳細につきましては所管の局長から説明をいたしますので、よろしくご審議をくださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長(松沢忠一君)

まず初めに、能生ガス供給所の火災事故につきましては、議会をはじめ市民の皆さんに大変なご心配とご迷惑をおかけしたことを、所管の責任者として深くお詫びを申し上げます。

このような事故を二度と起こさぬよう、既存施設の安全対策を早急を実施するとともに、職員に対する教育、災害、事故等の対応マニュアルの充実を図り、市民の皆様安心してガスを使用していただくよう努力する所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、今ほどの追加資料ということで、大変申しわけありませんが、平成17年12月16日に建設産業常任委員会で説明した概要資料を、皆さんのお手元におあげしたわけですが、この時間になって皆さんに資料配付ということについては、非常に申しわけなく思っております。

この先、予算の説明の前に、この資料に基づいて若干説明をさせていただきます。

まず、1の資料をお願いいたします。

図面の方は、上の方が北側となっております。現在、色をそれぞれ塗ってございますが、上の方から仮設の圧縮機、それからホルダーの下に仮設設備が2つあります。北側につきましては熱量を調整する設備、それから仮設の というのが供給をする設備と、こういった形で2系統になってございます。

それから、右の方でございますが、仮設管理棟ということで、ここで現在圧力等、また、そこで管理をしてるという状況でございます。

もう1つは、左の方の上の方に帝石受け入れ施設(新設)ということになってございますが、帝国石油では、この受け入れ設備を再構築するということで、1月末をめどに建設をしたいということで要望が来ております。

それから、次の2枚目をはぐっていただきたいわけでございますが、能生ガス供給所主要設備配置図ということで、これにつきましては上の方が西の方向になります。まず、真ん中辺が配管室となっております。それぞれ制圧機等が配置されておりました。それから、一番上の方にコンプレッサーということで、ここにコンプレッサーが設置されておりました。その動力につきましては、点線でなっておりますが、左の電力メーターから配電盤を経由して、コンプレッサー室まで200ボルトの電源がございました。

それから左の方でございますが、計装室には能生谷簡易水道の計装装置等がございまして、これ

も今回焼失したということでございます。

それから警備員につきましては、当日については仮眠ということで宿直室にいたということでございます。

それから、次3ページを開いていただきたいんですが、まず、上の方でございますが、能生ガス供給所火災に伴う開栓状況ということございまして、12月1日の朝方、事故が起きたわけでございますが、2日の夕方から開栓作業を始めて、最終が12時近くということございまして。そのときの開栓数が2,215戸ということでございます。それから、3日、4日、5日、6日、7日と経緯いたしまして、12月7日では2,488戸の開栓作業が終わってございます。

あと不在34ということでございますが、これをそれぞれ調査した結果、長期不在ということで、旅に行つてたまには帰ってくるとか、そういった形の中の需要家でございます。これにつきましては、それぞれお客様から通知があれば、即対応するという体制になってございます。

中段につきましては、能生ガス供給所火災に伴う温泉施設無料開放者数でございまして、12月1日、12月2日の2日間で、総勢2,103人のご利用があったということでございます。

それから、一番下の表でございますが、カセットコンロの貸し出しをしたわけでございますが、貸し出し総数が170台、一応準備したのは2,654台でございましたが、使用していただいたのは170であったということでございます。

それから、4の資料を見ていただきたいんですが、今、応急復旧の概略フローということでございまして、特に今もう一度構築をしたいというのが、この中でそれぞれ機械をダブルにしたいと、こういうことでございます。概要については、見ていただきたいというふうに思います。

次、5でございますが、今後の本復旧計画ということで、案でございますが、基本計画については12月後半から3月上旬ぐらい。それから、この内容につきまして所管の委員会に説明をしていきたいという考え方で、2月中旬から3月中旬まで。それから、この本復旧につきましての予算については、18年度予算ということでお願いをしていきたいという考え方でございます。

3月の予算審査を受けまして、実施設計につきましては3月下旬から5月上旬まで、そして工事の発注時期につきましては、5月中旬からという予定であります。最終完成につきましては、平成18年11月という予定で今考えてございます。

資料については、以上でございます。

続きまして、議案第163号の補正予算について、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明をいたします。

10、11ページをお願いします。

3款、新設改良費で1,680万円を増額し、1億4,518万8,000円といたしたいものがあります。

先ほど図面で説明したように、能生ガス供給所の火災に伴い、供給所内に併設されておりました能生谷簡易水道の配水池や配水量を監視する計装設備が焼失いたしましたため、能生支所内に監視できる計装設備を、平成18年3月中旬ごろまでに構築いたしたいものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

8、9ページをお願いします。

5款、繰入金で1,680万円を増額し9,326万7,000円といたしたいもので、1項1目

において簡易水道事業基金1,680万円を取り崩し、基金繰入金といたしたいものであります。

以上で、議案第163号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

それでは、ただいまご説明いただきました議案第163号、164号に対します説明資料、これ関連で164号まで説明したわけでしょう、資料についてはね。164号と思ったけれども、163号で説明を受けたから、ここで質問させてもらいます、議案の中身にはいきませんが、

やはり全協、また一般質問でもかなり論議になりましたし、先ほどの五十嵐健一郎委員長からの説明等にも入ったんですけれども、やはり一番心配なのは事故の要するに再発防止の問題、住民の不安の問題だと思うんです。

ただいまこちらの方の資料でいただきました、さまざまな応急処置、仮設の部分なんですけど、この中には議会、それから委員会でも集約がありました火災報知器やガス漏れ防止器、それから緊急遮断装置と、これはしっかりついでにの応急処置になるんですか。それがこの予算の中へ入っているんですか、1点目、お聞かせ願いたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長（松沢忠一君）

まず、ガス漏れ警報器、火災警報器等、仮設等に対応しているのかどうかと、こういうことだと思うんですが、一応、仮設管理棟には、ガス漏れ警報器と火災警報器を設置してございます。

それから緊急遮断弁等の措置について、どうかということですが、この対応についても応急費用の中で対応していきたいと、こういうことですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

後半の方のこっちのスケジュールを見ると、最終的にガス漏れ供給所の本復旧するのがあと1年かかる。そうすると仮設だとか応急処理と申しましても、やはりそうした部分の安全保安設備については、さらにこれやはりその部分だけは。ほかのところはプレハブでもだめだろうな、これは耐火設計に今度はしていかならなんでしょう、あれやった以上。管理棟等につきましても、仮とはいえ耐火設計だとか、そういう部分。それから、この問題につきましてもは総務財政常任委員会の方でも、かなり消防の方の、消すのは消防の方だからひとつ指導も含めて、事業法はあるけれども、

安全管理面では協議して進めていただきたいという、これは今度、斎藤委員長の総務財政常任委員会の方で、強く意見集約された部分がある。こうした議会要望については、どのように今後の中では反映していくのか。

それと先ほどの五十嵐健一郎委員長のご報告の中で、糸魚川地域の平牛にある中央供給所、火災報知機は設置されていない、中央の第1供給所も火災報知機はない。もうこれないというのは、白日のもとに出たわけですよ、不安なのは能生の方々だけではない。中央区の皆さんも、一の宮の皆さんも不安になってるわけですよ、いざというときどうするんだと。こういった保安基準が全くこの補正予算の中にあがってきてない。この中にはないんでしょう、きょうの説明資料でも。これはどういうことになっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長（松沢忠一君）

まず、ガス漏れ警報器の第1供給所、それから中央につきましては、今手配をしているところまでございまして、これは既存の予算の中で対応できるという形の中で考えております。

それと本復旧に対する建物についてどう考えているかということですが、今鉄骨構造にするか、コンクリート構造にするか、どちらにするかはまだ検討中でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

これは補正予算の中で、関連の資料をもとに説明もらいましたからいきますけれども、ただ、最終的には、今後この整備スケジュールの中で、具体的な設計やアイデアというものをやっていくんだらうというふうに思うんですが、これも各常任委員会の中で、しっかりと細かい話をしてもらいたいと思いますし、爆防柵と言うんですが、すぐ隣地と近い境界線があるというような部分の中で、より高い安全性。やっぱり1回事故を起こしてしまうと、原状復旧じゃなくて、以前より高い安全性というものを保障せんならん。それから有線テレビのケーブルだとか、そういうものが頭上にあって、それが遮断されて市民生活にはガス、水道だけではなく、そういったものにも大きな影響を及ぼしたということですから、そういうことに対する今度は補助、保護という部分でも、一考を加えて私はやっていくべきだと思います。その辺について段階的に、しっかりと検討していただけるのかどうか。

それから、先ほど言ったほかの施設についての安全基準、現状の予算の中で対応できるということなんですが、それは本当にできるんですか。やるとしたら、いつまでなんでしょう、この点お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長（松沢忠一君）

安全対策については施設を含めて、当然建物も関係するわけでございますので、この辺については十分考える中で、また所管の委員会にご説明をしていきたいという考え方でございます。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

水道の設備もガス供給所の中に計装設備があったと、その復旧で1,680万円を補正したいと、こういうことらしいんですが、私も建設産業常任委員会のメンバーでございますので、16日の日の机上の前に現地へ行って見させていただいたんですが、ガスはこの後の議案ですからこれなんですが、水道の計装設備というのは、ここにあったんだというだけであって、影も形も全くないんですよね。今回1,680万円の何らかの資料があるのかなと思ったら、ガス関係は現地でいただいた資料とフロー、あるいは今応急処置の状況や何かあるけれども。

今局長の補足説明では、今までは能生のガス供給所に4つ5つですか、簡水の計装というのは、これは流量計なのか、圧力計なのか、PHか何かわかりませんが、あったのをこの際、ガス供給所の建物がなくなったから能生支所に配置設備したいと、こういうことを言われたんですが、そのことでいいんですか。その辺のことは現地でも、16日の所管の委員会でもガスのことは、それなりに説明があったんだけど、水道のことについては、ほとんど説明がなかったんですよ。その辺、まず確認させてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長（松沢忠一君）

先ほど説明をさせていただいたわけですが、今まで供給所内に簡易水道の計装設備があったわけですが、その施設を今の仮設管理事務所では、施設としてちょっと置けないという状況の中で、能生支所のガス水道係の部屋といいますか、そこで見れるように、今回、計装設備をそちらの方に構築をしたいと、こういうことでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

今までのところは全くないもんだから、何があったのか私はわからん、ただ計装設備って。流量とか、圧力とか、PHとかって、この簡水1つ1つにあったんですか。1,680万円の内訳がわからないんですよ。そこにあったのがなくなっただし、それを買うのと、今度、能生の支所へ配線がえというんですか、今度は信号を変えていかならんわけですね、配置がえ。そういうものの割合とか、そういうのはわからないんですか。まさか大ざっぱな1,680万円じゃないと思うんですがね。即決するからには、その辺やっぱり説明をいただかないと、何かちょっと大ざっぱすぎ

やせんかなと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長（松沢忠一君）

今まで電話回線を利用して、それぞれ能生谷簡水の場合は4つの配水池がございます。そこから電話回線を利用して、それぞれ信号が来ったわけございますが、流入量、配水水位、それから配水量等を、そこで指示なり記録をしていたという状況でございます。

それから先ほどの図面の中には、ほかの柵口、田麦平、徳合とかという簡水もあるわけございますが、これはCATVによりまして能生支所のガス水道係にもこのデータが来てるという状況でございますので、そちらの方については復旧をしなくていいと、こういう考え方でございます。要は信号を送ってきたものを、それを表示する装置を、この能生支所内に設けたいと、こういうことでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

畑野議員。

26番（畑野久一君）

わかりましたということが、なかなか言いづらいんですが、今後所管の委員会等がありますから、所管の委員会等の中で、もう少しやっぱり詳細な説明、方針を明示していただきたいということをお願いだけして、私の質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第163号、平成17年度系魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食時限のため、午後１時まで休憩といたします。

午後０時０３分 休憩

午後１時００分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第１５．議案第１６４号

議長（松尾徹郎君）

日程第１５、議案第１６４号、平成１７年度系魚川市ガス事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第１６４号は平成１７年度のガス事業会計の補正予算（第２号）でありまして、１２月１日に火災が発生した能生ガス供給所の応急復旧を行いたいものであります。

収益的収支では、雑支出３８万円及び能生ガス供給所火災応急復旧費６，６２４万円の追加、並びに消費税７６万円の減額をし、総額を１１億４，６５８万円といたしております。

また、収益的収入では、損害保険金４，４００万円を追加し、総額を１２億２，４４４万円といたしております。

以上であります。詳細につきましては所管の局長から説明をいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長（松沢忠一君）

引き続き、議案第１６４号の補正予算について、補正予算実施計画にてご説明をいたします。

２ページ、３ページをお願いします。

１の収入につきましては、第１款３項２目、雑収益で現在損害保険に対する請求手続を進めてい

る中ではありますが、保険金4,400万円を見込み計上しております。この内訳といたしまして、全国市有物件共済会から4,200万円、初期対応費用について補てんされる見込みの都市ガス事業者賠償責任保険から200万円を見込んでおります。

2の支出につきましては、このたび特別損失の臨時損失という項・目を新たに定め、火災の応急復旧費用を計上いたしております。これは災害などの一時的に多額の経費を要するものは、通常の営業活動に伴う費用と、区分した方がわかりやすいという経理上の取り扱いによるものであります。

5項1目の臨時損失の内訳については、別紙参考資料のとおりではありますが、主な内容につきまして説明をいたします。

ガスの供給停止に伴う住民への対応費用などで123万3,000円、ガス開栓作業の管工事業者応援費用などで193万円、応急仮設設備の設置費などで2,050万7,000円、応急復旧作業及び施設管理等の職員人件費で691万9,000円、損失した建物、機械設備の資産除却費で3,565万3,000円、合計6,624万2,000円であります。

3項の営業外費用につきましては、すべて消費税の計算上の調整数字であり、37万4,000円の減を見込んでおります。

戻っていただきまして、1ページをお願いします。

第3条は、必要に応じ各項の款で流用が行われるよう規定しているものですが、今回、特別損失の項を設けましたのでつけ加えたものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めているものですが、このたびの応急復旧作業に携わりました職員の手当等691万9,000円を加えたいものであります。

以上で、議案第164号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第164号、平成17年度系魚川市ガス事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会にあたり米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成17年第5回市議会定例会の閉会にあたりまして、お礼を兼ねまして一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会におきましては条例の制定、改正、補正予算など、重要な議案につきまして慎重なご審議をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に主要事項9点につきましてご報告をさせていただきます。

1点目といたしまして、総合計画の策定に向けた取り組み状況についてご報告申し上げます。

初めに、本年7月から8月にかけて実施いたしました総合計画の策定に関する市民アンケート調査であります。結果をまとめましたので、本日お手元にご配付させていただいております。

15歳以上の市民4,500人を対象としたアンケートは、回収率47.9%でありました。

設問事項別の集計では、現状に対する評価については、自然環境に恵まれたまち、生活環境がよく清潔なまちなどが比較的高い評価となっている一方、成人が暮らしやすいまち、働く場に恵まれたまちなどでは、厳しい評価となっております。

また、今後10年間で市が取り組むべく主要課題では、地域の産業の振興と若者の働く場づくり、高齢化対策、少子化対策と回答された方が多く、まちづくりの目標では、障害者や高齢者が暮らしやすい福祉のまち、住環境がよく整備されたまちとの回答が多くなっております。

また、市内の中学3年生455人を対象としたアンケートの回収率は96.3%で、現状評価や今後のまちづくりなどの項目で、15歳以上とほぼ同様の傾向が見られます。現状に対する厳しい評価や、自分の能力を生かした仕事を求めるなど、中学生らしさが感じられたところであります。

次に、計画策定の進捗であります。去る8月30日に総合計画審議会へ基本構想案、及び基本計画案の策定について諮問し、審議会において職員による策定委員会の作業と連携を取りながら、これまで全委員による審議のほか2つの分科会を設け審議を行うなど、延べ12回に及ぶ精力的なご審議をいただいております。

このたびこの審議会において総合計画の施策体系の基本的な骨子を中間報告とし、別冊のとおり取りまとめられ、ご報告いただいたことから、議員の皆様からもごらんいただきたくお手元にご配付させていただきました。

今回は審議の中間報告ということで、今後まだまとめや修正が必要な事項もあると説明を受けて

おります。今後これらをもとに、さらに展開をさせた基本構想案、基本計画案を来年3月ごろにまとめ、議員をはじめ関係各位や市民のご意見をお聞きして、最終的な構想案、計画案を来年7月ごろに答申いただく予定といたしております。

2点目といたしまして、平成18年度予算編成方針についてご報告申し上げます。

現在作業を進めております平成18年度予算編成の基本的な考え方につきましては、本定例会の一般質問に対する答弁でも申し上げましたが、市税及びその他の一般財源の伸びは期待できない状況にあり、加えて地方交付税につきましても減額は避けられないことから、大変厳しい財政状況となっております。

このことを踏まえて予算編成にあたっては、経常的な経費の節減と有利な財源の確保に努め、また、歳出全般にわたり事業の目的、効果を十分精査し優先度を設定するなど、より一層効率化を図ることとしております。

その上で新市建設計画の事業や、その後の状況変化の対応、私の公約を含め市政の課題に対応する主要事業の推進を基本として、次の事項を重点に取り組むこととしております。

1つには、市民の健康づくりの推進であります。

だれもが元気で生き生きとした生活を送れるよう、検診、治療等の保健医療の充実に努めるほか、総合健康センターの整備に向けた取り組みを進め、保健医療、能動的な運動、日々の食生活など、体系的な取り組みによる市民の健康づくりを推進してまいります。

2つには、地域の特色と資源を生かした産業の振興であります。

観光交流の推進、地域の既存企業への支援、産業間の連携などの取り組みにより、地域産業の振興を促進してまいります。

3つには、交通ネットワークの形成であります。

将来、当市の交通体系の動脈となる北陸新幹線、姫川港、地域高規格道路及び道路網の整備などを推進してまいります。また、新しいまちづくりを進める上で、ますます重要な役割を担う、市民みずからが行う地域づくり、コミュニティ活動につきましても積極的に支援をしてまいります。

さらに人づくりの基盤となります教育分野では、学校施設の改築整備や、将来を担う子供たちの学習意欲を高める教育の推進に努めてまいります。

なお、これらの主要事項や政策的事業などについての予算編成にあたっての指針とするため、実施計画の作成をいたしましたので、本日お手元にお配りをさせていただきました。よろしく願いを申し上げます。

次に、3点目といたしまして、組織機構の見直しについてご報告申し上げます。

このことにつきましても本定例会の一般質問の中でお答えしてまいりましたが、合併後約9カ月が経過し、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応し、機動力のある組織の構築に向け、現在、組織機構の見直しに取り組んでいるところでございます。

具体的な内容は、部制の導入により日ごろ関連の深い課の連携をより密にする一方で、課を統廃合して組織のスリム化を図り、また、重点課題に即応した組織体制を確立し、施策の企画、立案力を向上させたいと考えております。なお、組織変更により市民の皆様の混乱を招かないよう配慮してまいります。

今後、早い時期に素案ができましたら、議会の皆様にもご相談をさせていただき、新年度から対

応したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

4点目といたしまして、姫川港がポート・オブ・ザ・イヤー2005グランプリを受賞したことについて、ご報告申し上げます。

日本港湾協会が編集する月刊誌「港湾」で、元気な港について公募、顕彰するポート・オブ・ザ・イヤーが2年前から実施されており、本年は投票総数約3,400票のうち姫川港が3,000票を上回り、ポート・オブ・ザ・イヤー2005グランプリに選定されました。新年1月25日には東京都内で、港湾関係者約400名が集まる中で授賞式が行われることになっており、姫川港の知名度が一層向上し、今後の整備促進にもつながることと期待いたしております。議員の皆さん方をはじめ関係各位のご協力により、心から感謝を申し上げる次第であります。

5点目といたしまして、根知地区温泉施設の完成についてご報告申し上げます。

根知地区において、温泉活用事業として進めてきましたシーサイドバレースキー場、ホワイトクリフの温泉入浴施設工事が完成する運びとなりました。

これにより塩の道温泉として、株式会社シーサイドバレーに管理運営をしていただき、当面、ホワイトクリフの宿泊客及びスキー場利用者に限り、12月23日から利用を開始する予定であります。また、市民など一般のお客様につきましては、受け入れ準備などの都合により、新年1月2日からご利用いただく予定で準備を進めております。なお、市民の皆様には、今月25日号のおしらせばんで周知をする予定であります。これを機に、シーサイドバレースキー場への誘客や地域の振興と活性化に寄与できるものと期待しております。

6点目といたしまして、特定法人の農業参入についてご報告申し上げます。

市内の建設会社が100%出資して設立した糸魚川農業公社が、市内市野々地区で地元の合意を得て12月14日に市と協定を締結し、平成18年度から水田約3.1ヘクタールを借りて農業経営に参入することになりました。これまで構造改革特別区域法による農業参入が2例ありましたが、本年9月から実施された農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人貸付事業としては、これが最初の事例となります。市といたしましては、企業による新たな事業展開が地域活動との連携を保ちながら、耕作放棄の防止を図り、地域の振興につながることを期待しているところであります。

7点目といたしまして、平成17年発生災害の対応状況についてご報告申し上げます。

まず、農地農業用施設災害では、4月の能生下倉地区の地すべりなど9回の災害で30件となり、査定額合計では6,692万8,000円となっております。また、林道施設に関する災害では、4月の青海橋立地区の融雪災害など3回の災害で5件、査定額合計では3,085万6,000円あります。

これらの復旧工事は国の予算割り当ての内示を受け、年内中に全件の発注を終えることとしており、農地農業用施設災害につきましては、来年の春の作付け前に復旧ができる予定であります。

市道では、下倉高倉線の地すべりによる災害1件で、査定額は1,241万3,000円です。この復旧工事は現在施工中であります。去る11月3日に交通止めを解除しており、1月中には竣工する予定であります。

8点目といたしまして、(仮称)糸魚川市自衛隊協力会の設立についてご報告申し上げます。

自衛隊は創設50周年が経過し、国防のみならず近年ではスマトラ島沖地震などの国際貢献活動をはじめ、糸魚川市で起きた平成7年の7.11水害、平成16年の中越地方を襲った7.13水害

や中越地震などの人命救助及び復興支援など、国民や私たち市民にとってなくてはならない存在になっております。

そこで新潟県内の多くの自治体においても自衛隊協力会が組織され、自衛隊の理解を深める諸行事への協力、相互の親睦と隊員の激励、自衛隊の災害救済活動及び演習行事などの支援、協力など、各種活動が展開されているところであります。

このことから当市におきましても、県内自治体での設置状況と関係機関などからの要請も受けていることから、広く市民の皆様や各種団体、事業所の皆様に呼びかけ、（仮称）糸魚川市自衛隊協力会の発足に向け設立発起人会を設置して、組織化に向けて取り組むことで進めております。

最後に、糸魚川アルペン村へのモーターボート競走場外発売所設置協力要請についてご報告申し上げます。

糸魚川アルペン村は平成7年4月に大野地区でオープンして以来、10年間にわたり食堂や土産物の販売を行う観光施設として営業を続けておりますが、近年、売上額の減少傾向が続き、経営状態は非常に厳しい状況にあると伺っております。このため会社では、福井県にあります武生三国モーターボート競走施行組合の場外発売所として施設を賃貸することにより現施設の存続を図り、また、雇用の場としても地域に寄与できることから、地元の大野区と協議をしておりました。

その結果、去る10月18日には大野区長から、また、12月12日には糸魚川アルペン村を営する株式会社黒部アルペン村代表取締役から、それぞれ市に対し場外発売所の設置に向け協力を求める要望書が提出されました。

市といたしましては、地方自治体で構成する組合運営の施設であること、雇用の場の確保や地域経済の活性化、及び市の自主財源となる交付金が見込めることから、今後、この場外発売所の設置について、先進地域での施設の設置、運営状況などの調査活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げましたが、いま1つ説明とお詫びを述べさせていただきます。

本定例会の一般質問に対する答弁の中で、情報通信基盤整備についてCATV事業での整備にかかる概算見込額を申し述べましたが、他の方式による見込み額とあわせてご提示するべきところがありました。混乱をいたさせ、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫びを申し上げます。

あくまで概算見込額であり、再確認とあわせ、現在さらに精査をさせておりますことから、これがまとまった時点で、再度ご報告させていただきたく予定させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、議員の皆様をはじめ市民の皆様におかれましては、健康に十分留意をいたされまして、幸多く輝かしい新春を迎えられますようお祈りを申し上げます。

なお、平成18年3月市議会定例会の招集日を、平成18年2月27日（月曜日）とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（松尾徹郎君）

これもちまして平成17年第5回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後1時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+

+

+